

3

令和7年第3回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和7年5月29日

目次

議第55号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を制定するについて	1
議第56号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	1
議第57号	多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するについて	2
議第58号	令和7年度多治見市一般会計補正予算(第1号)	
議第59号	令和7年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
議第60号	令和7年度多治見市下水道事業会計補正予算(第1号)	
議第61号	令和7年度多治見市病院事業会計補正予算(第1号)	
1	令和7年度会計別補正予算表	3
2	令和7年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容	4
3	令和7年度一般会計税等内訳一覧表	10
4	令和7年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容(継続費・債務負担行為)	11
5	特別会計の主な事業内容	12
6	財政判断指数の見込み	13
報第5号	令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	14
報第6号	令和6年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	14
報第7号	令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	14
報第8号	令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	14
報第9号	令和6年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	14
議第62号	物品供給契約の締結について	14
議第63号	物品供給契約の締結について	14
議第64号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約を定める協議について	15
議第65号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	16
議第66号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	17
報第10号	財政向上指針の変更の報告について	19

議第55号 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を制定するについて

1 制定趣旨

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）で共同設置する東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会における、委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他必要な事項を定める。

2 主な制定内容

- (1) 委員の報酬の額は、日額12,000円を超えない範囲内において、関係市の市長が協議して定める（第2条第1項関係）。
- (2) 委員の費用弁償の額は、関係市の常勤の職員に支給する旅費の額との権衡を考慮して、関係市の市長が協議して定める（第2条第2項関係）。
- (3) 条例に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、関係市の市長が協議して定める（第3条関係）。

3 施行日 令和7年7月1日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第1号関係）】

- 1 令和3年4月に関係市で「一般廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結したことを契機に、関係市の担当者間でごみ焼却施設広域化に関する情報交換を開始。令和5年度には、東濃西部広域行政事務組合において、東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る可能性調査（以下「調査」という。）を実施した。調査の結果を受け、関係市がそれぞれ施設整備等を行うよりも、関係市が共同して新たに施設整備等を行う方が環境面・財政面で効果的であると考え、ごみ焼却施設整備等の広域化の検討を開始した。
- 2 令和6年8月に東濃西部広域行政事務組合が、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会を設置し、令和7年3月までに7回にわたって広域化するごみ処理の範囲等について検討した。
- 3 関係市のごみ焼却施設整備等の検討をより迅速に進めるため、令和7年4月から任意の協議会を設置し、その協議会において建設候補地の選定等のために附属機関（審議会）を共同設置することについて、関係市が合意するに至った。

【市民参加状況報告（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

パブリック・コメント手続

[案件] 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について

[実施期間] 令和7年4月8日から同月30日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第56号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び主な改正内容

保険料徴収の特例である仮算定制度を廃止し、本算定賦課方式（確定した所得金額に保険料を賦課する方式）へ変更することにより、年度を通じた同一の保険料額とし、もって被保険者への分かりやすさの向上及び保険料算定事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

- (1) 普通徴収の納期を7月から翌年3月までの月末とし、毎月の納期に納付すべき保険料は、年額を9で除して得た額とする（第17条関係）。
- (2) 仮算定の根拠である保険料徴収の特例に関する規定を削除する（第18条関係）。

2 施行日 令和8年4月1日

議第57号 多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び改正内容

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）が公布されたことを踏まえ、勤務年数35年以上の非常勤消防団員の退職報償金の支給額の区分及び市独自の制度である加算基礎額について所要の改正を行う。

- (1) 勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額とする勤務年数の上限を、35年未満から38年未満に改め、同表に新たに勤務年数35年以上38年未満の支給額の区分を設ける（第2条及び別表関係）。
- (2) 勤務年数38年以上の者に対する加算について、階級ごとに加算基礎額を新たに定める（第2条及び別表関係）。

2 施行日 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

※令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。

議第58号 令和7年度多治見市一般会計補正予算（第1号）

議第59号 令和7年度多治見市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第60号 令和7年度多治見市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第61号 令和7年度多治見市病院事業会計補正予算（第1号）

令和7年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第58号	一般会社	補正第1号	50,420,000	762,452	51,182,452
議第59号	後期高齢者医療特別会社	補正第1号	2,138,021	5,285	2,143,306
議第60号	下水道事業会社	補正第1号	5,919,446	0	5,919,446
議第61号	病院事業会社	補正第1号	1,600,757	163,000	1,763,757
予算	総括	集計	86,520,103	930,737	87,450,840

※ 下水道事業会社は、収入の補正のみ

令和7年度一般会計予算（補正第1号）の主要内容

(単位:千円)

議第58号

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳
					国庫支出金	地方債	その他	
1	議会費	議会運営費	正副議長の出張に伴う旅費の増額	170				170
2	総務費	地域公共交通対策関係費	路線バスを運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	3,327	3,327			
3	総務費	自主運行バス事業費	自主運行バス(ききょうバス)を運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の増額 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	990	990			
4	総務費	地域内交通運行支援事業費	地域内交通(デマンド型バス)を運行する交通事業者に対する燃料費高騰に係る支援に伴う補助金の増額 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	1,070	1,070			
5	総務費	戸籍住民基本台帳関係事務費	令和8年2月に構築予定のシステム標準化に伴い、コンビニ交付システムにおいても標準化に対応する必要があることによる委託料の増額 ※ 財源:諸収入(デジタル基盤改革支援補助金)	4,871			4,871	
6	民生費	障害福祉サービス事業所等物価高騰支援事業費	市内障害福祉サービス事業所等に対する物価高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	17,800	17,800			
7	民生費	高齢者福祉施設等物価高騰支援事業費	市内高齢福祉サービス事業所等に対する物価高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源:国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	34,700	34,700			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内	訳
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
8	民生費	後期高齢者医療特別会計繰出金(事務費分)	後期高齢者医療特別会計における事務費の増額に伴う繰出金の増額	5,285						5,285
9	民生費	低所得世帯支援及び不足額給付・定額減税一体的支援事業費	令和6年度に実施した定額減税補給付金の算定に際し、推計所得税額を用いて算定したこと等により、結果として支給額に不足が生じた方等に「不足額給付」を行うことに伴う補助金の追加 ①不足額給付 対象者 約8,200人 支給額 231,160千円 ②低所得世帯支援給付金を受け取っていない事業専従者等への一律4万円支給 対象者 1,971人 支給額 78,840千円 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金) ※ 低所得世帯支援のための給付事業費については、令和6年度1月専決において予算計上済み。 ※ スケジュール 令和7年7月下旬 対象者へ書類発送 8月～10月 申請受付	310,000	310,000					
10	民生費	低所得世帯支援及び不足額給付・定額減税一体的支援事業費	定額減税補給付金の不足額給付事業の実施に係る委託料等の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	24,159	24,159					
11	民生費	子育て支援事業費(物価高騰対策)	18歳以下の子ども一人当たり5千円のギフトカードをプッシュ型で配布することに伴う委託料等の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	97,401	89,326					8,075
12	民生費	地域子育て支援ネットワークづくり事業費	こどもつちパークにおいて夏季期間の多治見市民の利用料金を一部助成することに伴う委託料の増額 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金(令和6年度の寄附を原資とする)	5,000					5,000	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
13	民生費	障害児通所支援事業等 物価高騰支援事業費	市内障害福祉サービス事業所等に対する物価高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	5,000	5,000				
14	民生費	旧児童発達支援センター関係費	令和6年3月に閉所した発達支援センターなかよしを建物付き公売を実施するための境界確定及び分筆登記業務と不動産鑑定評価業務について、登記委託料単価の改定及び駐車場部分の鑑定追加に伴う委託料の増額 ※ 継続費の補正あり	872					872
15	民生費	保育所管理費	①公立保育所に対する給食費の高騰に伴う賄材料料費の増額（1食あたり31.8円） 6,969千円 ②指定管理園（2園）に対する給食費の食材高騰に伴い、賄材料費を補てんするための補助金の追加（1食あたり31.8円） 1,411千円 ※ 財源：国庫補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	8,380	8,380				
16	民生費	私立保育所経営改善等助成費	物価高騰対策に係る私立保育所等への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	2,100	2,100				
17	民生費	生活保護総務事務費	生活扶助基準見直し等に係る生活保護システム改修に伴う委託料の増額 ※ 財源：国庫補助金	1,628	814				814
18	衛生費	物価高騰対策事業費	医療関係機関に対するエネルギー価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）	21,800	21,800				

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内 訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
19	衛生費	予防接種費	新型コロナウイルス予防接種委託について、令和6年度の実績等を踏まえて予算計上することに伴う委託料の増額 ※ 自己負担額 5,500円、接種想定人数 6,300人	62,685				62,685	
20	農林水産業費	農業振興助成費	市内の認定農業者等に対するエネルギー等高騰に係る支援に伴う補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	3,510	3,510				
21	農林水産業費	森林整備促進事業費	林業就業移住支援事業補助金を受けた移住者が林業の職を辞したことに伴う県補助金の返還金の追加 ①過年度返還金 900千円 ※ 令和6年度3月補正で2人分計上し、令和6年度中に本市への返還金は収納したが、県での補助金返還の予算措置がされておらず、改めて補正計上するもの ②現年度返還金 450千円 1人分 ※ 財源：諸収入(返還金)	1,350		450		900	
22	農林水産業費	森林環境譲与税基金積立金	林業就業移住支援事業補助金返還に伴う基金への積立金の増額 ※ 財源：諸収入(返還金)	150		150			
23	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	MINOサステナブルセラミックプロジェクト(窯業の環境負荷問題対策事業)の準備委員会等に係る負担金の追加 ※ 東濃西部広域行政事務組合へ負担金として支出し、組合(3市)から準備委員会に支出 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金(令和6年度の寄附を原資とする)	30,000		30,000			

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
24	商工費	緊急経済対策関係費	①中小の貨物自動車運送事業者に対する燃料高騰に係る支援に伴う補助金の追加 12,000千円 ②市内に製造所のある陶磁器・同関連製品製造業に対する工業用LPガス価格高騰に係る支援に伴う補助金の追加 20,000千円 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	32,000	32,000				
25	商工費	観光伝事業費	ソーズムEXPOジャパン2025出展用等ノベルティ制作に伴う委託料の増額 ※ 財源：寄附金	1,000		1,000			
26	商工費	陶磁器技術振興基金積立金	ishoken陶芸スタジオ運営に係る令和6年度の寄附金を原資に陶磁器技術振興基金に積立てる積立金の追加 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金	15,700		15,700			
27	商工費	陶芸スタジオ運営事業費	令和6年度の寄附金を原資に、本町オリベストリート近隣の民間空き店舗を陶芸スタジオに改装、陶磁器管匠研究所卒業生等の地元定着とアーティストの生まれる街を指し市内で作陶活動可能なシェア工房を開設・運営することに伴う委託料等の追加 ※ 財源：ふるさと応援基金繰入金	34,312		34,300		12	
28	消防費	消防学校等特別研修費	新規採用職員の追加採用に伴う総合教育(初任教育救急科)への入校のための負担金の増額	481				481	
29	教育費	読書推進事業費	チェュースク(中日新聞アプリ・小中学生向けデジタルニュース)について、使用料不足が判明したことによる使用料及び貸借料の増額	240					240
30	教育費	清流の国ぎふふるさと魅力体験事業費	「清流の国ぎふふるさと魅力体験事業」として県内の文化施設において芸術鑑賞や体験学習を行う際のバス借り上げに伴う使用料及び貸借料の追加 ※ 財源：県委託金	600	600				

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源			内訳	
					国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
31	教育費	小学校ICT整備事業費	県と県内教育委員会が共同で利用している校務支援システムの更新等に伴う委託料の増額 ※ 財源：国庫補助金	4,458	1,217				3,241
32	教育費	中学校ICT整備事業費	県と県内教育委員会が共同で利用している校務支援システムの更新等に伴う委託料の増額 ※ 財源：国庫補助金	2,743	749				1,994
33	教育費	人権教育総合推進地域事業費	笠原中学校区において、文部科学省指定の人権教育総合推進地域事業を実施することに伴う報償費等の追加 ※ 財源：国庫補助金	710	710				
34	教育費	私立幼稚園経営改善等助成費	物価高騰対策に係る私立幼稚園への補助金の追加 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	800	800				
35	教育費	体育施設整備費	多治見運動公園へのネーミングライツ導入に伴う備品購入費の増額 ※ 財源：諸収入(ネーミングライツ事業収入)	2,310			2,310		
36	教育費	学校給食管理運営費	学校給食費のうち、急激に価格が高騰している精米等分について公費負担を行うことに伴う負担金の増額 ※ 1食あたりの負担額 小中学校：15円、幼稚園：10円 ※ 財源：国庫補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	22,573	20,824				1,749
37	教育費	食育センター施設整備費	食育センター機械室蒸気ボイラーの給水ポンプを取り換えることに伴う修繕料の増額	2,277					2,277
合計 (補正額総額)				762,452	579,876		93,781		88,795

令和7年度 一般会計税等内訳一覧表

(補正第1号)

内 容		金額
1	市 税	
2	地方譲与税 自動車重量譲与税 地方揮発油譲与税	
3	利子割交付金	
4	配当割交付金	
5	株式等譲渡所得割交付金	
6	法人事業税交付金	
7	地方消費税交付金	
8	ゴルフ場利用税交付金	
9	環境性能割交付金	
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	
11	地方特例交付金	
12	地方交付税 普通交付税 特別交付税	
13	交通安全対策特別交付金	
20	繰 入 金 財政調整基金繰入金 (うち可処分) (うち災害留保分)	
21	繰 越 金	88,795
22	諸 収 入	
23	市 債 臨時財政対策債	
	その他の一般財源	
	合 計	88,795

(単位:千円)

令和7年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容

(継続費) (単位:千円)

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源				内訳
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
継続費の変更	1	変更前	9,718	6	2,029				2,029	
		変更後		7	7,689			7,689		
		計			9,718			9,718		
			10,590	6	2,029			2,029		
				7	8,561			8,561		
			計		10,590			10,590		

(債務負担行為) (単位:千円)

項目	番号	事業項目	期間	限度額	財源				内訳
					国県支出金	地方債	その他	一般財源	
債務負担行為の追加	1	私立大学施設整備等事業補助金	令和7年度から令和9年度まで	1,000,000		1,000,000			
	2	小中学校次期校務支援システム再構築業務委託	令和8年度	1,900	633			1,267	

特別会計の主な事業内容

議第59号 (単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源			訳
					国県支出金	地方債	その他	
後期高齢者医療特別(補正第1号)	1	一般管理事務費	後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続による簡易書留送付増加に伴う通信運搬費(郵便料)の増額	5,285		5,285		
合計				5,285		5,285		

企業会計の主な事業内容

議第60号 (単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	収入補正額
下水道事業(補正第1号)	1	下水道事業債(下水道事業債)	大規模下水道管路特別重点調査等事業の実施に伴う下水道事業債の増額	14,600
	2	補助金(国庫補助金)	大規模下水道管路特別重点調査等事業の実施に伴う国庫補助金の増額	14,675
合計				29,275

議第61号

(単位:千円)

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
病院事業(補正第1号)	1	建設改良費(固定資産購入費)	電子カルテ導入に係る追加費用発生等に伴う医療用機器購入費の増額	163,000
合計				163,000

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	經常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第1号)	6.6	75.1	21.7	91.3	△ 1,050,000
財政判断指数 (当初予算)	6.5	74.9	21.7	91.0	△ 1,080,000
財政判断指数(目標値)	7.0	74.0	15.0	90.0	—
財政判断指数(基準値)	10.0	77.0	7.5	93.0	—

- 報第5号 令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報第6号 令和6年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報第7号 令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報第8号 令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
報第9号 令和6年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
(議案のとおり)

議第62号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 パイロットオフィス構築備品購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 23,485,000円
- 4 契約の相手方 多治見市宝町3丁目97番地
株式会社中川
代表取締役 中川 晃志

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 6者
- ・ 落札率(落札金額/予定価格) 99.65%
- ・ 入札日 令和7年4月30日

事業概要：

- 1 A B W等の新しい働き方に対応したオフィスの構築に向けて、現在の本庁舎4階企画部において先行して導入するために什器備品を調達するもの。
- 2 購入物件：執務机(40人分)、椅子(40人分)、個人ロッカー(40人分)、WEBブース、ミーティングテーブル等
- 3 履行期間：契約日～令和7年9月30日 仮契約日 令和7年5月12日

議第63号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 小中学校タブレット端末購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 509,463,108円
- 4 契約の相手方 教育産業・内田洋行共同企業体
代表構成員 岐阜市市橋5丁目4-18
教育産業株式会社 岐阜営業所
所長 富岡 宏伊
構成員 名古屋市中区錦2丁目2番2号 名古屋丸紅ビル13F
株式会社内田洋行 教育ICT事業部
西日本第1営業部長 中西 隆司

【参考】

随意契約理由：

令和6年4月から、岐阜県教育委員会（以下「県」という。）及び県内27の市町村教育委員会（組合を含む。）で、タブレット端末を共同調達するための協議会（名称：岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会）を立ち上げ、仕様について協議をした。同年12月に県がプロポーザルによる審査会を実施し、教育産業・内田洋行共同企業体を最優秀提案者として選定したことから同共同企業体と随意契約を締結するもの。

事業概要：

- 1 購入台数：8,378台（児童生徒分7,285台、予備分533台、教職員分560台）
- 2 購入物件：iPad、タッチペン、キーボード付きカバー、画面保護フィルム、マイク・ヘッドフォン接続アダプタ、端末管理ソフト
- 3 使用開始日：令和8年4月1日
- 4 履行期間：契約日～令和7年10月31日 仮契約日：令和7年5月12日

議第64号 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約を定める協議について

1 制定趣旨

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）は、ごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同設置するに当たり、標記規約を定めることとする。

2 主な制定内容

- (1) 共同設置する審議会は、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会という（第2条関係）。
- (2) 審議会の執務場所は、多治見市役所内とする（第4条関係）。
- (3) 審議会は、関係市の市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する（第5条関係）。
 - ア 関係市が設置するごみ焼却施設の建設候補地に関すること。
 - イ ごみ焼却施設の共同での設置、運営及び維持管理に関すること。
 - ウ その他関係市が必要と認めること。
- (4) 委員の任免（第7条関係）
 - ア 審議会の委員は、関係市の市長が指名する者及び関係市の市長が協議して定める者について、多治見市長がこれを選任する。
 - イ 多治見市長は、審議会の委員を解任する場合又は辞任の申出を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。
- (5) 委員の任期は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする（第8条関係）。
- (6) 経費の支弁の方法（第11条関係）
 - ア 審議会の運営に要する経費は、関係市が負担する。
 - イ アの規定により関係市が負担すべき額は、関係市の協議により定める負担割合によるものとする。

ウ 瑞浪市及び土岐市は、イの規定による負担金を、多治見市に納付しなければならない。

(7) 審議会に関する予算は、多治見市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする(第12条関係)。

(8) 多治見市長は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない(第15条関係)。

(9) 審議会の庶務は、多治見市において行う(第16条関係)。

3 施行日 令和7年7月1日

【市民参加状況報告(市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係)】

パブリック・コメント手続

[案 件] 東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会の設置について

[実施期間] 令和7年4月8日から同月30日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

議第65号 第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

まちのにぎわいや地域経済の活性化、次代を担う人財の育成・定着を図るため、総合計画基本計画を変更する。

【変更前】

政策の柱2 にぎわいを生み出すまちづくり
施策6 観光振興

【変更後】

政策の柱2 にぎわいを生み出すまちづくり	
施策6 観光振興	
施策7 大学誘致	
1 笠原中学校跡地に大学を誘致します	企画政策課

【市民参加状況報告(議会基本条例第13条第4号関係)】

1 パブリック・コメント手続

[案 件] 総合計画及び財政向上指針の変更について

[実施期間] 令和7年3月7日から同年4月7日まで

[寄せられた意見と市の回答] 提出された意見なし。

2 多治見市事業評価委員会

[案 件] 第8次総合計画基本計画の変更(追加)について

[期 日] 令和7年3月28日

[主な意見と市の回答]

(意見の要旨)(1) 大学キャンパスの移転・開学は、地域経済に好影響を与えるとともに、看護師や保育士の確保にとっても有効である。

(2) 大学キャンパスには、どの程度の学生や教職員が集まることとなるのか。

(3) 大学キャンパスの移転・開学に当たっては、ハード面（周辺環境（道路、交通、駐車場）の確認等）、受け入れる地域と大学との関わり（地域経済の活性化、地域と大学との事業等の連携）、開学に向けた支援（学生の住居確保、学生の募集・就職に関すること）等の課題が考えられる。今後、どのように対応するか。

(市の回答) (1) 同様に考えている。

(2) 現段階では、学生が600人余、教職員が170人余。大学は、キャンパス移転を足掛かりに、学生の更なる確保を目指しており、本市も連携・支援していく。

(3) 庁内プロジェクトチームを立ち上げ、各種課題について全庁的に検討し、対応していく。

議第66号 第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

子育て世帯への幅広い支援施策の一環として、市内に在住する中学生（義務教育学校後期課程等に在籍する生徒を含む。）の給食費無償化の実施に向けて総合計画基本計画事業を変更する。

【変更前】

政策の柱1	子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	
施策2	出産前からの切れ目のない支援	
4	給食費無償化を検討し、実施します	食育推進課 子ども支援課

【変更後】

政策の柱1	子育て世代が選び、住み続けたいまちづくり	
施策2	出産前からの切れ目のない支援	
4	中学生の給食費を無償化します	食育推進課

【市民参加状況報告（議会基本条例第13条第4号関係）】

1 パブリック・コメント手続

[案 件] 中学生の給食費無償化に伴う総合計画基本計画事業の変更について

[実施期間] 令和7年3月13日から令和7年4月14日まで

[主な意見と市の回答] 提出された意見なし。

2 多治見市事業評価委員会

[案 件] 中学生の給食費無償化に伴う総合計画基本計画事業の変更について

[期 日] 令和7年3月28日

[主な意見と市の回答]

- (意見の要旨)
- (1) 給食費には人件費や光熱費等は含まれるか。
 - (2) 食材は地元事業者から優先的に仕入れを行っているか。
また、地元事業者を優先することで食材料費が割高にならないか。
 - (3) 本市の給食費は、他市と比べてどのようか。
 - (4) 給食費に対する補助を各家庭に直接支給する場合、給食費以外の目的に使用される懸念がある。
 - (5) 無償化事業の対象者に、不登校の生徒も含まれるか。
 - (6) 本市で学校給食の提供を受けていない生徒への補助対象のうち、給食がある市外の中学校等の該当数はどのようか。
 - (7) 令和7年度以降、市長マニフェストの子育て無償化3事業（給食費、医療費及び保育料の3事業をいう。以下同じ。）が実施されるが、財政面でのめどはどのようか。
 - (8) おいしい給食が通学のモチベーションに繋がることもあり、市が経済面で支援をすることは意義がある。
- (市の回答)
- (1) 人件費や光熱費等は給食費には含まず公費負担である。
 - (2) 地産地消の推進のため、可能な限り地元事業者から仕入れを行っている。食材料費の妥当性については様々な意見があるが、本市の学校給食は手作りかつ良質な食材を使用するよう努め、品質を落とさず、同程度の栄養価を得られる代替品を活用する等の工夫を行っている。
 - (3) 本市は既に米価格高騰分（米価は食材費の高騰の中でも最も価格高騰の幅が大きい。）を反映しているため、県内では高い方である。
 - (4) 給食費補助事業の目的を明確に周知し、支給方法についても意見を伺いつつ、今後の制度設計を進めていく。
 - (5) 不登校の生徒も対象とする。その他本市の学校給食の提供を受けない生徒も対象とする。
 - (6) 県立東濃特別支援学校中学部等が考えられるが、該当数は限定的となる見込みである。
 - (7) いずれの事業も市の財源からの支出を計画している。
なお、子育て無償化3事業の事業費を含む令和7年度から令和10年度までの中期財政計画を令和7年3月に公表しており、財政判断指標については健全性を確保している。
 - (8) 今後も手作りを大切にしたい安心・安全で魅力あるおいしい給食を提供し、給食費無償化事業については第8次総合計画に基づき進めていく。

報第10号 財政向上指針の変更の報告について

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱2 にぎわいを生み出すまちづくり
施策7 大学誘致の実施のため、地域振興基金の年間処分額の上限額について、
必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとする旨を追加する。

【参考】

4 財政向上目標の達成に必要な事項

(3) 基金の適正な管理

オ 地域振興基金

地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。ただし、必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとします。